

関係各位

名寄市消費生活センター  
所長 荒井 昭典

## 電子マネーで支払わせる有料サイトの請求に注意！

今月、土別市内においてプリペイドカード型の電子マネーの支払いを要求する「架空請求詐欺」の被害がありました。名寄市内においても架空請求の相談が寄せられておりますのでお知らせします。

### 事例

携帯電話に「有料動画の利用料金が未納である」とメールが届いた。記載の番号に電話すると「有料動画の利用料を支払ってほしい」と要求され、コンビニで※プリペイドカード型の電子マネーを数回にわたり120万円分購入した。更に弁護士とかたる男から連絡があり、「運営会社が裁判を起こす」「財産を保護するため財産額が知りたい」「財産を守る方法を教える」などと言い、プリペイドカードとキャッシュカード、暗証番号が書かれたメモをレターパックで送り1000万円をだまし取られた。（40代女性）

※プリペイドカード型の電子マネーとは、コンビニなどで購入することができ、インターネットでカードに書かれた番号を入力すると電子マネーとして買い物などに利用できる



### 消費者へのアドバイス

- ◆最近、サイトの未払い料金を理由に、コンビニなどでプリペイドカード型の電子マネーを購入させてカード番号を伝えるよう業者に要求される手口が増加しています。
- ◆身に覚えのない請求などは無視をしましょう。連絡をすると個人情報を伝えてしまいお金を要求されます。
- ◆他人から言われてプリペイドカードを購入したり、カード番号を伝えないでください。プリペイドカードを購入するよう指示されたら詐欺を疑いましょう。
- ◆ご心配な時は消費生活センターまでご相談ください。

### ●問い合わせ先

**名寄市消費生活センター** TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日